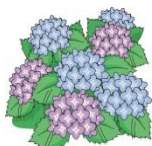


# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2019.6月号》



ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、ハローワーク秋田では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を以下の日程で開催します。

- **開催日時**：令和元年6月24日(月) 14:00～15:30  
(7月以降も毎月第4月曜日に開催。休日の場合は翌日開催)

- **場所**：ハローワーク秋田 2階 大会議室  
※受講は無料ですが、事前予約が必要です。  
各日とも予約30名で締め切らせていただきます。  
当日は直接会場へお越しください。

- **内容**：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上（予定）でのポイント（コミュニケーション方法）」等について  
※精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

- **受講対象**：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。  
※現在障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。

参加無料・予約制



◎「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

**New!** e-ラーニング版 を始めました!

しごとサポーター e-ラーニング

検索

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

お申込み、お問い合わせは 部門コード 43# 専門支援部門へお願いします。

《新規高卒者の採用を検討されている事業主の皆様へ》

## 企業と生徒・進路担当教諭等との情報交換会を開催します！

**日 時：令和元年7月28日（日）15：00～16：30**

**場 所：秋田キャッスルホテル 4階「放光の間」**

秋田市中通一丁目3-5 電話018-834-1141

※秋田商工会議所・秋田地域振興局と共催の「新規高卒者・中小企業等就職促進セミナー」と同日（13：00～14：40）開催です。

令和2年3月新規高卒求人を提出の企業ブースを就職希望の生徒及び進路指導教諭等が訪問し、個別・集団面談形式により事業内容や求人条件、応募方法等について就職希望生徒等と相互に情報交換を行います。会場ではハローワーク相談コーナーによる生徒・保護者の就職相談も行います。

### ＜参加対象＞

- ①令和2年3月高校卒業予定者の求人提出済企業（就業場所がハローワーク秋田管内）の採用担当者  
※会場ブースの関係から、**先着60事業所**とさせていただきます。
- ②ハローワーク秋田・男鹿管内の就職希望の生徒及び高校進路指導担当教諭、保護者等

＜申込方法等＞ 下記担当までご連絡ください。

担 当：ハローワーク秋田 学卒部門  
（ハローワークプラザ御所野）  
電 話：018-889-8448



＜申込期間＞ **6月3日（月）～6月28日（金）**

## “ハロトレ”情報 《就職のために新たな技能や知識を習得しませんか！》

区分	訓練科名	訓練期間	定員	訓練実施場所	募集期間
公共 職業訓練	パソコン初級科	19.7.24～19.10.28	20名	コンピュータスクールデュナミス秋田校	19.5.27～19.6.25
	金属加工技術科	19.8.1～20.1.31	10名	ポリテクセンター秋田	19.5.31～19.6.27
	住宅リフォームデザイン科	19.8.1～20.1.31	15名	ポリテクセンター秋田	19.5.31～19.6.27
	医療事務実務科【概ね45歳未満の方】	19.8.6～19.12.9	20名	ニチイ学館秋田支店 秋田教室	19.6.7～19.7.8
求職者 支援訓練	パソコンも学べる介護職員初任者研修 スキルアップ訓練科	19.7.2～19.11.1	12名	ママファミ介護教室	19.5.17～19.6.6
	Webデザイナー養成科	19.7.17～20.1.16	15名	トラパンツコンテンツスクール本校	19.5.29～19.6.19
	オフィスワーク科	19.7.29～19.10.28	12名	秋田パソコンスクール	19.6.11～19.7.2

☑選考により受講者を決定しますので、お申込みいただいても受講できない場合があります。ご了承ください。

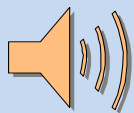
☑日程等が変更される場合がありますので、申込み前に再度確認願います。

☑受講料は無料ですが、教材等の自己負担があります。

☑「ハロトレ」【ハロートレーニング ～急がば学べ～】は、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。



【お問合せ先：紹介第1部門 部門コード 41#】



« information »

## イベント情報

～ハローワーク秋田が主催（または共催）する面接会や各種相談会の情報です～

### ○「ミニ面談会（C o C o d e 面談会）」

\* 求人者と求職者の接触の機会を増やすため、ハローワーク秋田の相談室で開催するミニ面談会です。履歴書を持参しての堅苦しい面接会ではなく、お気軽に事業所の担当者から会社内容、求人内容、求人条件を聞くことができます。服装も自由です。

\* 会場はハローワーク秋田1階相談室となります（当日は、1階総合案内で受付してください）。

\* 参加を希望される方は、ミニ面談会担当者へお申込みください（事前予約をおすすめします）。

6月の予定（令和元年5月29日現在） 予定は変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

時間は午前⇒10:00～12:00・午後⇒2:00～4:00となります。

- ① 6月 4日 午前：株式会社シンワ
- ② 6月 5日 午前：株式会社木村スタンド
- ③ 6月10日 午前：株式会社和敬園 午後：株式会社ジェイエイ秋田葬祭センター
- ④ 6月11日 午前：大同生命保険株式会社 秋田営業部
- ⑤ 6月12日 午前：株式会社イースリー
- ⑥ 6月13日 午前：株式会社プレステージ・インターナショナル
- ⑦ 6月14日 午前：国際タクシー株式会社 午後：株式会社へいあん秋田
- ⑧ 6月17日 午前：社会福祉法人幸楽会 午後：三協フロンテア株式会社
- ⑨ 6月18日 午前：西武 秋田店 午後：有限会社やさしい手秋田
- ⑩ 6月19日 午前：株式会社秋田キャッスルホテル
- ⑪ 6月20日 午前：株式会社虹の街
- ⑫ 6月21日 午前：株式会社三協
- ⑬ 6月24日 午前：株式会社ニチイ学館 秋田支店
- ⑭ 6月25日 午前：三国商事株式会社
- ⑮ 6月26日 午前：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 秋田支店
- ⑯ 6月27日 午前：社会福祉法人秋田聖徳会
- ⑰ 6月28日 午前：株式会社全建



【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

### ○各種相談会

\* 各相談会とも、事前の予約が必要です。\* 相談会場は、いずれもハローワーク秋田1階相談室です。

#### ◆「雇用保険と老齢厚生年金の併給調整、国民健康保険料の軽減措置」について

□ 相談実施日：6月10日（月）、6月24日（月）

13:00～17:00

【担当：雇用保険給付課 部門コード 11#】

#### ◆「しごと・ストレスチェック相談室」

□ 相談実施日：6月7日（金）、6月21日（金）

13:00～15:00

【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

#### ◆「福祉のお仕事」相談コーナー（秋田県福祉保健人材・研修センター）

□ 相談実施日：6月25日（火）

10:00～15:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

#### ◆「看護のお仕事」相談会（秋田県ナースセンター）

□ 相談実施日：6月11日（火）、6月28日（金）

9:00～12:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

## 6月は外国人労働者問題啓発月間です

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

内容をご理解のうえ、適正な外国人雇用をお願いします。

### 1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください(留学生やアルバイト等を含む)。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

### 2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

### ◎新たな外国人材の受入制度が4月1日からスタート!

在留資格「**特定技能**」が創設されました。(特定技能1号・特定技能2号)

～深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です～

特定分野(14分野)…介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業

【お問合せ先：企画部門 部門コード 32#】



## ハローワーク秋田 雇用の動き(平成31年4月)

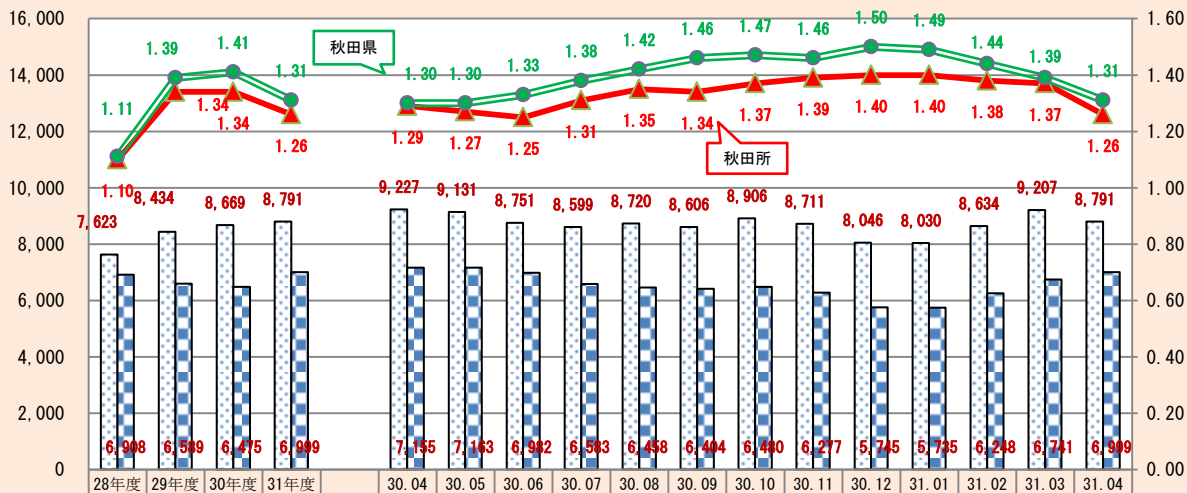
### 概況(常用)

月間有効求人数は8,791人(前年同月比4.7%減少)、月間有効求職者数は6,999人(前年同月比2.2%減少)となった。結果、月間有効求人倍率(原数値)は、1.26倍(前年同月1.29倍)と対前年同月比で0.03P下回った。

#### 【用語解説】

- \* 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- \* 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- \* 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

### ■有効求人倍率(常用)の推移



	28年度	29年度	30年度	31年度	30.04	30.05	30.06	30.07	30.08	30.09	30.10	30.11	30.12	31.01	31.02	31.03	31.04
有効求人数	7,623	8,434	8,669	8,791	9,227	9,131	8,751	8,599	8,720	8,606	8,906	8,711	8,046	8,030	8,634	9,207	8,791
有効求職者数	6,908	6,589	6,475	6,999	7,155	7,163	6,982	6,583	6,458	6,404	6,480	6,277	5,745	5,735	6,248	6,741	6,999
求人倍率(秋田所)	1.10	1.34	1.34	1.26	1.29	1.27	1.25	1.31	1.35	1.34	1.37	1.39	1.40	1.40	1.38	1.37	1.26
求人倍率(秋田県)	1.11	1.39	1.41	1.31	1.30	1.30	1.33	1.38	1.42	1.46	1.47	1.46	1.50	1.49	1.44	1.39	1.31